

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	八雲町

八雲町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林課林業係
所在地 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地
電話番号 0137-62-2203
F A X 番号 0137-62-2149
メールアドレス m-nagai@town.yakumo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、ユキウサギ、アライグマ、カラス、トド
計画期間	2022年度（令和4年度）～2024年度（令和6年度）
対象地域	八雲町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	デントコーン	14.52ha 7,216 千円
	牧草ロール	77 個 409 千円
	ビート	0.40ha 232 千円
	ヤギ	3 頭 150 千円
	カボチャ	0.15ha 99 千円
	大豆	0.33ha 45 千円
	水稻	0.03ha 41 千円
	小麦	0.07ha 7 千円
	ニンジン	53 本 6 千円
	鮭	30 匹 29 千円
	小計	15.50ha 8,234 千円
エゾシカ	水稻	0.02ha 24 千円
	人工林針葉樹	0.07ha 数値不明
	小計	0.09ha 24 千円
キツネ	サイレージロール	10 個 75 千円
	粉ミルク	2 袋 10 千円
	配合飼料	3 箇所 3 千円
	マルチビニール	1 箇所 1 千円
	小計	89 千円
ユキウサギ	人工林広葉樹	1.38ha 数値不明
アライグマ	被害なし	被害なし
カラス	牧草ロール	110 個 290 千円
	デントコーン	3.00ha 145 千円
	乳牛	5 件 29 千円
	サイレージロール	少量 1 千円
	小計	3.00ha 465 千円
トド	猟具、マス類	数値不明

(2) 被害の傾向

ヒグマ	町内全域においてデントコーンやビートの成熟期に合わせて出没が多くなり食害が発生しているほか、近年は人馴れした個体が住宅地や海岸付近まで出没範囲が拡大しており、家庭菜園の食害や通学にも影響が出る他、人身被害の発生が懸念される。
エゾシカ	水稻の食害が発生しているほか、牧草地での出没、捕獲が急増している。生息数の更なる増加が予想されることから被害の増大が懸念される。
キツネ	牛舎周辺での出没が多く、サイレージロールの破損や飼料の食害が発生している。また、市街地への出没も多くなっており、家庭菜園の掘り起こしや子供を追い回すなどの生活環境被害も発生している。
ユキウサギ	痕跡が増加傾向にあり、冬期間に人工林広葉樹の幼齢木が切断される被害が発生している。
アライグマ	被害は確認されていないが、目撃情報があることから、危機感を持って警戒する必要がある。
カラス	町内全域においてゴミの飛散や糞害などの生活環境被害が発生しているほか、牧草ロールの破損などの農業被害も発生している。
トド	熊石地域において、サクラマスの定置網漁や刺し網漁で使用する漁具に被害が発生しているほか、漁獲物に対する被害も発生しており、過剰な捕食による水産資源への影響が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
ヒグマ	15.50ha 8,234 千円	被害面積はおおよそ 20%削減を目標とし、被害金額はおおよそ 40%削減を目標とする。
エゾシカ	0.09ha 24 千円	おおよそ 50%削減を目標とする。
キツネ	89 千円	
ユキウサギ	1.38ha 数値不明	
アライグマ	被害なし	被害なし
カラス	3.00ha 465 千円	おおよそ 50%削減を目標とする。
トド	猟具、漁獲物被害あり 数値不明	おおよそ 20%削減を目標とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス、ユキウサギ】 八雲町鳥獣被害対策実施隊により、銃器及びわなによる捕獲を実施している。</p> <p>【トド】 銃器による追い払いを実施している。</p>	<p>実施隊員の高齢化と大型獣に対応できる高度の捕獲技術を有した隊員の減少が依然として課題となっており、狩猟者の確保と捕獲技術の伝承が急務である。</p> <p>また、人馴れしたヒグマによる市街地周辺への出没に対しては、厳格な銃規制により、迅速かつ効果的な捕獲が制限されることから、人的被害が懸念される。</p> <p>エゾシカの生息数が増加傾向にあるが、受胎期（冬期間）の捕獲数が少ないことから、囲いわなを整備し捕獲圧を強化する。</p> <p>トドは、警戒心が高いため捕獲時期の見極めや捕獲技術の向上が課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>【ヒグマ、エゾシカ】 ・被害発生圃場への電気柵の設置指導</p> <p>【キツネ、カラス】 ・簡易的な防護ネット等の設置指導</p>	<p>電気柵の設置促進に努めているが、経済的負担や設置や設置後の維持管理に係る労的負担が課題となっている。</p> <p>また、牛舎付近のキツネやカラスの防護ネット等の設置は、換気や農作業の動線に影響するため普及が進まないことから、工夫を凝らした新たな防除策の検討が必要である。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>【ヒグマ、エゾシカ】 ・被害圃場周辺の刈払いや誘因物の除去を指導</p> <p>・センサーカメラを整備し、加害獣の行動形態を調査している。</p>	<p>冬期間はエゾシカの捕獲数が減少するため、越冬地の把握や効率的な捕獲手法の確立が課題であることから、センサーカメラやドローン等を活用して調査研究を継続する。</p>

(5) 今後の取組方針

- ・ヒグマに対応できる高度な捕獲技術の伝承は急務であり、新規狩猟者の確保を促進するとともに、北海道ヒグマ管理計画に基づくヒグマ対策技術者育成捕獲の実施や、被害圃場を活用した実践的な研修を行うなど人材育成を推進する。
- ・被害の未然防止と駆除活動の負担軽減を図るため、緩衝帯の整備や誘引物の除去及び圃場管理を徹底するとともに、被害防除に効果的な電気柵の設置を普及促進させる。
- ・エゾシカは、生息数の増加が懸念されることから、銃器とわなを併用し、効率的かつ効果的な捕獲を強化する。
また、受胎期の捕獲数が少ないため、センサーカメラやドローンによる越冬地調査の結果を踏まえ、囲いわなによる効率的な捕獲を試みる。
- ・アライグマは繁殖力が強く農作物や生活環境に甚大な被害を与えることが懸念されることから、情報収集を行い町内への侵入、定着の阻止に努める。
- ・トドは、準絶滅危惧種に指定されていることを考慮し、関係機関と連携し、捕獲及び威嚇による追い払い等を実施する。
- ・加害鳥獣の出没形態が多様化していることから、センサーカメラやドローン、GIS などを活用し生息環境や行動パターンなどの調査研究を強化する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 八雲町鳥獣被害防止対策協議会と連携し、鳥獣捕獲を専門に行う八雲町鳥獣被害対策実施隊による安全且つ効率的な捕獲に努める。
トドは、ひやま漁業協同組合が主体となり捕獲等の対策を講じる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2022年度 (令和4年度)	ヒグマ エゾシカ	捕獲技術者の育成、わなによる捕獲の促進、大型獣解体処理施設の有効利用、囲いわなの整備
～ 2024年度 (令和6年度)	キツネ、ユキウサギ、アライグマ、カラス トド	農業者等に対する猟銃所持許可及び狩猟免許の取得促進 漁業者等に対する猟銃所持許可の取得促進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>ヒグマは、出没場所や状況から人身被害の恐れの高い個体や繰り返し農作物等へ被害を及ぼす問題個体については、「北海道ヒグマ管理計画」との整合性を図り確実な捕獲を行う。</p> <p>エゾシカは、北海道南部地域の個体群が個体数・分布ともに増加・拡大傾向にあることから、被害の拡大と個体数の増加を抑制するため積極的に捕獲を行う。</p> <p>キツネは、過去3年間の捕獲実績が年40頭前後で推移しているが、依然として住宅や牛舎周辺での出没や被害が多いことから、被害防止のため年間50頭とする。</p> <p>ユキウサギは、過去3年間の捕獲実績が年2頭前後で推移しているが、林業被害の防止のため、前回の計画と同じ年間10頭とする。</p> <p>アライグマは、現時点で被害の報告は寄せられていないが、目撃や被害の報告があった際には確実な排除を行う。</p> <p>カラスは、過去3年間の捕獲実績が年1,800羽前後で推移しているが、生息域が市街地周辺に移動したことにより、捕獲数は減少傾向となっていることから年1,000羽とする。</p> <p>トドは、北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づき、トド採捕実施方針に定めた数を上限として海域ごとに捕獲を実施する。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	20頭	20頭	20頭
エゾシカ	200頭	230頭	260頭
キツネ	50頭	50頭	50頭
ユキウサギ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	上限を定めず確実な排除に努める。		
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
トド	トド採捕実施方針に基づく		

捕獲等の取組内容
<p>捕獲予定場所は八雲町一円とする。実施予定時期は年間を通して行うこととし、捕獲手段は箱わな、くくりわな、囲いわな等によるほか、銃器の使用が可能な場所では銃器を用いた捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>該当なし。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ エゾシカ	必要に応じて電気柵等を設置する。	必要に応じて電気柵等を設置する。	必要に応じて電気柵等を設置する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ エゾシカ	効果的な運用を継続するため巡回指導を行う。	効果的な運用を継続するため巡回指導を行う。	効果的な運用を継続するため巡回指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度～令和6年度	ヒグマ エゾシカ	必要に応じて緩衝帯の設置を検討するほか、被害の防止に効果的な電気柵の設置方法の普及推進を強化する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八雲町	協議会の運営、関係機関との連絡調整、普及啓発活動
新函館農業協同組合八雲基幹支店	農業被害調査、被害予防対策推進、狩猟免許等取得促進
北海道猟友会八雲支部	鳥獣生態等に関する助言、捕獲対応、狩猟免許等取得促進
八雲町熊石有害鳥獣駆除協力会	鳥獣生態等に関する助言、捕獲対応、狩猟免許等取得促進
山越郡森林組合	林業被害調査、被害予防対策推進
八雲警察署	安全対策及び捕獲等への指導支援、連携
八雲町農事組合長連絡協議会	被害予防対策推進、各種啓発活動
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供
農業改良普及センター渡島北部支所	農業被害調査、情報提供、農業者に対する指導助言
みなみ北海道農業共済組合東部支所	鳥獣被害情報の提供
ひやま漁業協同組合熊石支所	漁業被害調査、被害予防対策推進、捕獲及び追い払い対応

(2) 緊急時の連絡体制

別紙 連絡系統図のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、有効活用し、活用できないものは一般廃棄物として処理する。

トドは、学術機関へ検体として提供し、それ以外は埋設又は一般廃棄物として処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	近隣に加工施設がないため、自家消費をしているが、捕獲数の動向を注視し、有効利用を検討する。
ペットフード	近隣に加工施設がないため、自家消費をしているが、捕獲数の動向を注視し、有効利用を検討する。
皮革	近隣に加工施設がないため、自家消費をしているが、捕獲数の動向を注視し、有効利用を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	エゾシカの肉や残滓はヒグマを捕獲する箱わなの誘引に適していることから有効活用を推進する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

既存の大型獣解体処理施設を活用し、狩猟者に衛生的な解体処理方法を普及させ資質の向上を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八雲町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
八雲町	協議会の運営、関係機関との連絡調整、普及啓発活動
新函館農業協同組合八雲基幹支店	農業被害調査、被害予防対策推進、狩猟免許等取得促進
北海道猟友会八雲支部	鳥獣生態等に関する助言、捕獲対応、狩猟免許等取得促進
八雲町熊石有害鳥獣駆除協力会	鳥獣生態等に関する助言、捕獲対応、狩猟免許等取得促進
山越郡森林組合	林業被害調査、被害予防対策推進
八雲警察署	安全対策及び捕獲等への指導支援、連携
八雲町農事組合長連絡協議会	被害予防対策推進、各種啓発活動
鳥獣保護管理員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供
農業改良普及センター渡島北部支所	農業被害調査、情報提供、農業者に対する指導助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道渡島総合振興局	実施に関する情報提供及び技術的助言指導、被害把握
北海道檜山振興局	実施に関する情報提供及び技術的助言指導、被害把握
北海道立総合研究機構エナジー・環境・地質研究所	実施に関する情報提供及び技術的助言指導、被害把握

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 八雲町は、八雲町鳥獣被害対策実施隊を設置（H24.6.1～） ・ 実施隊員は、町長が町職員から指名し、非職員である隊員は、町長が任命し、八雲町非常勤職員とする。 ・ 実施隊員は、対象鳥獣の捕獲活動等に従事する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
